

事業主の皆様へ

## 雇用創造先導的創業等奨励金（支給申請の手引き）

### 1 概要

雇用創造先導的創業等奨励金（以下「奨励金」という）は、地域雇用創造推進事業を活用し、地域の市町村、都道府県、経済団体等の関係者が意欲的に雇用創出に向けた取組を行っている同意自発雇用創造地域（地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）（以下「地域法」という。）第 10 条第 1 項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。）において、より効果的に雇用創出を図ることを目的に、当該地域に居住する求職者を雇い入れ、新たに地域の産業や経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、当該事業主が事業を開始するために要した費用の一部を助成するものです。

### 2 支給対象事業主

奨励金は、次のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に支給します。

- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 職業安定局長が定める地域法第 6 条第 2 項第 5 号に規定する地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が指定する事業主であって、当該協議会が作成した事業の実施に係る計画に基づき事業を実施する事業主であること。
- 3 同意自発雇用創造地域に所在する事業所の事業主であって、協議会が指定した日（以下「指定日」という。）から起算して 1 年を経過する日までの間に創業等（以下のいずれかに該当するものをいう。）により地域の産業や経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を新たに開始した事業主であること。
  - イ 個人が事業を開始すること。（以下「個人創業」という。）
  - ロ 個人又は企業が新たに企業を設立すること。（以下「企業創業」という。）
  - ハ 個人又は企業が現在営んでいる事業とは別の業種に進出すること。（以下「新分野進出」という。）

- 4 新たに事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）から起算して6箇月を経過する日（以下「基準日」という。）までの間に当該事業主の事業所が所在する同意自発雇用創造地域に居住する求職者（次のイからトのいずれかに該当する者を除く。以下「対象地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者として3人以上雇い入れる事業主であること。
- イ 雇い入れの日において65歳以上の者。
- ロ 過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがある者又は現に受けている者。
- ハ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合により退職したことを理由として求職者となった者。
- ニ 過去3年間に当該事業主に雇用されていた者。
- ホ 過去3年間に以下のいずれかに該当する事業主（以下「関連事業主」という。）に雇用されていた者。
- (1) 当該事業主の発行済み株式総数の5割以上を所有する事業主又は当該事業主の出資総額の5割以上を出資している事業主。
- (2) 当該事業主と代表者が同一人物である事業主又は当該事業主の役員と過半数の役員が同一人物である事業主。
- (3) 当該事業主と同一の生計にある者が代表者の事業主又は当該事業主と同一生計にある者が役員の過半数を占める事業主。
- ヘ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等学校、中学校、中等教育学校若しくは高等専門学校（特別支援学級、定時制及び通信制の過程を除く。）又は同法第82条の2に規定する専修学校に在学している者又は卒業した日から3箇月を経過していない者。
- ト 縁故採用の者（一般公募等の通常の採用手続きを経ていないもの。）。
- 5 助成金の支給決定に必要な労働関係帳簿類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等）及び会計関係書類（総勘定元帳、現金出納帳、小切手帳、預金通帳等）を備えている事業主であること。
- 6 法令等を遵守し、適切に事業を実施する事業主であること。

### 3 支給額等

奨励金の支給額は、支給対象事業主が新たに事業を開始するために要した費用（以下「助成対象費用」という。）の3分の2に相当する額（千円未満切り捨て。また、その額が3千万円を超えるときは、3千万円。以下「対象支給額」という。）とし、事業開始日から起算して6箇月を経過するごとに4回に分割して支給します。

## 助成対象費用

- 1 助成対象費用は支給対象事業主が新たな事業を実施するために要した次に掲げる費用（支給対象事業主が指定日から基準日までには要した経費であって、当該事業主が初回の支給申請をするまでに支払いを終えたものに限る。）の合計額です。
    - イ 事業の開始に必要な手続き等のために要した次に掲げる費用。
      - (1) 弁護士、司法書士、税理士、経営コンサルタント等との相談等に要した費用。
      - (2) 法人の設立の登記等に要した費用。
      - (3) 各種許認可等の手続きに要した費用。
      - (4) 就業規則の策定等に要した費用。
      - (5) その他これらに類する費用。
    - ロ 助成対象事業主又は助成対象事業主の雇用する労働者が職務に必要な知識又は技能を習得するために要した次に掲げる費用（基準日までに受講等が修了しているものに限る。）
      - (1) 教育訓練施設等が実施する講習等を受講するために要した費用（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する教育訓練給付金の支給に係る費用を除く。）。
      - (2) 講習等を実施するために要した講師謝金や会場費等の費用。
      - (3) 資格を取得するために要した費用。
      - (4) キャリア・コンサルティングを実施するために要した費用。
      - (5) その他これらに類する費用。
    - ハ 事業を実施するために必要な施設の整備等に要した以下に掲げる費用。
      - (1) 事業を実施するために必要な不動産（土地を除く。）を取得するために要した費用。
      - (2) 事務所、店舗等を新設又は改装するために要した費用。
      - (3) 事務所、店舗、駐車場等の賃借のために要した費用。
      - (4) 事業を実施するために必要な設備、機器、車両等を取得するために要した費用。
      - (5) 事業に必要な営業権等を取得するために要した費用。
      - (6) その他これらに類する費用。
  - ニ その他事業を実施するために要した以下に掲げる費用。
    - (1) 労働者の募集や採用に要した費用。
    - (2) 労働者の賃金。
    - (3) その他これらに類する費用。
- 2 不動産や動産等の賃借に係る費用については、月単位で計算すること

を原則とし、1箇月に満たない部分については、当該部分の日数を基礎として日割りによって計算して得た額を助成対象とします。

- 3 分割払の場合、分割手数料を含め、初回の支給申請を行うまでに弁済期が到来し支払いを終えた部分のみを助成対象とするものとし、助成対象費用となる商品等の支払総額から分割払い手数料を減じた額を限度とします。

#### 助成対象費用とならない費用

次に掲げる費用は助成対象費用となりません。

- 1 出資金、資本金。
- 2 株式、国債、社債等の購入費その他資産の運用に係る費用。
- 3 事業を実施するために必要な原材料や商品等を購入するために要した費用。
- 4 各種保証金その他の返還が予定される費用。
- 5 各種税金（物品の購入等に支払った費用に含まれる場合の消費税を除く。）その他の国又は地方公共団体へ支払う費用。
- 6 不動産や動産の購入に係る契約をした後に解約されたもの又は支給申請時までに第三者に譲渡されたものに係る費用。
- 7 不動産や動産等の賃貸や役務の提供に係る契約を締結した後に解約されたものに係る費用。
- 8 支給対象事業主と関連事業主との間の取引に係る費用。
- 9 事業主が私的目的のために要したと認められる費用。
- 10 その他不適切と認められる費用。

#### 支給方法

初回の支給申請時に対象支給額を確定し、次に掲げる額を支給します。

- 1 初回の支給額  
対象支給額の3分の1に相当する額（千円未満切り捨て。）。
- 2 第2回の支給額  
対象支給額の3分の1に相当する額（千円未満切り捨て。）。
- 3 第3回の支給額  
対象支給額の6分の1に相当する額（千円未満切り捨て。）。
- 4 第4回の支給額  
対象支給額の6分の1に相当する額（千円未満切り捨て。）。

## 4 支給申請の手続き

奨励金の支給を受けようとする支給対象事業主は、支給申請書（様式第2号）を、以下の支給申請期間内に、以下の添付書類を添付し、当該支給対象事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出してください。

#### 支給申請期間

- 1 初回の支給申請期間  
事業開始日の翌日から起算して6箇月を経過する日から起算して1箇月を経過する日までの間。
- 2 第2回の支給申請期間  
事業開始日の翌日から起算して12箇月を経過する日から起算して1箇月を経過する日までの間。
- 3 第3回の支給申請期間  
事業開始日の翌日から起算して18箇月を経過する日から起算して1箇月を経過する日までの間。
- 4 第4回の支給申請期間  
事業開始日の翌日から起算して24箇月を経過する日から起算して1箇月を経過する日までの間。

#### 添付書類

- 1 地域雇用創造協議会指定証明書（様式第1号）
- 2 新たに事業を開始したことを確認できる次に掲げる書類。
  - イ 事業主が法人である場合、法人の設立に関する登記事項証明書、法人の定款の写し、役員名簿及び出資を確認できる金融機関が発行する株式払込金保管証明書の写し等の書類。
  - ロ 事業主が個人である場合、開業に関する開廃業等届出書（所轄税務署、都道府県税事務所等の受付印があるもの）等の開業のあった日が確認できる書類の写し等及び運転免許書等の官公署が発行する本人と確認できる書類の写し。
- 3 雇用保険適用事業所設置届事業主控えの写し。
- 4 助成対象費用の支払い及び支払いの発生原因を確認できる契約書、納品書、領収書、賃金台帳等の書類の写し。
- 5 事業実態を確認できる次に掲げる書類
  - イ 事業報告（計画）書、会社案内又は会社設備概要の写し。
  - ロ 損益計算書又は貸借対照表の写し。
  - ハ 現金預金通帳の写し。
  - ニ 源泉所得税の領収証の写し（所轄税務署等の領収印のあるもの）。

へ 仕入れ及び売り上げにかかる伝票（直近3箇月分）の写し。

6 新たな事業の開始に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたこと等を示す書類その他の事業が適切に運営されていることを示す書類。

7 その他管轄労働局長が必要と認める書類。

## 5 不支給

奨励金は次のいずれかに該当する事業主には支給しません。

1 支給申請期間の前日において、2の3の雇い入れに係る者（以下「対象労働者」という。）の数が3人未満となった事業主。

2 対象労働者を雇用しなくなった事業主（当該労働者を雇用しなくなったとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可欠になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）によるものを除く。）以後、速やかに、新たに継続して雇用する労働者として対象地域求職者を雇い入れた事業主を除く。）。

3 労働保険徴収法第19条（昭和44年法律第84号）第1項第1号の一般保険料を納入していない事業主。

4 支給申請日の前日までの過去3年間に、不正行為により、本来支給を受けることができない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことがある事業主。

5 実施している事業の内容が、次のいずれかに該当する事業主。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

ニ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を行うことを目的とするもの。

## 6 併給調整

1 雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、次号に掲げられている助成金の支給を受けた場合には、

当該支給事由によっては、雇用創造先導的創業等奨励金は支給しないものとする。

- (1) 求職活動等支援給付金
- (2) 高年齢者雇用モデル企業助成金
- (3) 特定求職者雇用開発奨励金
- (4) 緊急就職支援者雇用開発助成金
- (5) 高年齢者等共同就業機会創出助成金
- (6) 受給資格者創業支援助成金
- (7) 地域求職者雇用奨励金
- (8) 沖縄若年者雇用促進奨励金
- (9) 地域再生中小企業創業助成金
- (10) 地域貢献活動雇用拡大助成金
- (11) 通年雇用奨励金
- (12) 中小企業基盤人材確保助成金
- (13) 介護基盤人材確保等助成金
- (14) 介護雇用管理制度等導入奨励金
- (15) 介護未経験者確保等助成金
- (16) 介護労働者設備等整備モデル奨励金
- (17) 発達障害者雇用開発助成金
- (18) 難治性疾患患者雇用開発助成金
- (19) 事業協同組合等雇用促進事業助成金
- (20) 建設事業主雇用改善推進助成金
- (21) 訓練等支援給付金
- (22) 職業能力評価推進給付金
- (23) 地域雇用開発能力開発助成金
- (24) 中小企業雇用創出等能力開発助成金
- (25) 建設教育訓練助成金
- (26) 中小企業緊急雇用安定助成金
- (27) 若年者等正規雇用化特別奨励金
- (28) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- (29) 特例子会社等設立促進助成金
- (30) 中小企業労働時間適正化促進助成金

2 雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、当該雇用創造先導的創業等奨励金の支給に係る事業所について、次号に掲げられている助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、雇用創造先導的創業等奨励金は支給しないものとする。

- (1) 高年齢者等共同就業機会創出助成金
- (2) 受給資格者創業支援助成金
- (3) 地域求職者雇用奨励金
- (4) 地域再生中小企業創業助成金
- (5) 中小企業労働時間適正化促進助成金

## 7 奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる額に係る支給決定を取り消し、支給した奨励金を返還していただきます。

- 1 偽りその他不正行為によって奨励金の支給を受けた場合。  
支給した奨励金の全部又は一部。
- 2 当該事業主に支給されるべき奨励金の額を超えて奨励金の支給を受けた場合。  
当該支給されるべき額を超えて支給を受けた分の額。